

スイスにおける中等教育制度改革の史的考察

—カントン・チューリヒの法改正と実験学校—

遠藤 盛男

宮城大学看護学部

キーワード

スイス、カントン・チューリヒ、中等教育、国民学校の上級課程、学校実験・実験学校
Switzerland, Zürich, Secondary education, "Oberstufe", "Schulversuch・Versuchsschule"

要 旨

1960年代における欧米の中等教育改革の波は、「すべての者に中等教育を（secondary education for all）」の標榜のもとに、中等教育の機会をすべての者に保障するための制度改革を要請するものであった。なかんずく、伝統的学校観に依って立つ複線のあるいは多様な系統を有する中等学校の開放によって教育の機会の保障を求めたのである。このような動向は、学校制度においては頑固なまでに保守的であるスイスにとっても国民学校上級課程（Oberstufe, Sekundarstufe I）見直しの気運を盛り上げることとなった。

カントン・チューリヒにおいては、学校改革のための機構設置と法改正ならびにAVO（Abteilungsübergreifenden Versuche an der Oberstufe）政策が、スイス全体の中等教育改革にとって先導的な役割を果たしたのである。

Schoolreforms of "Oberstufe im Kanton Zürich" in Switzerland

Morio Endo

Miyagi University School of Nursing

Abstract

Schoolreforms of secondary schools in Europe and America were very rapid in the 1960's. The aim of this movement was to open up all forms of secondary education to all. In Switzerland, "Oberstufe" or "Sekundarstufe I" of the "Volksschule" was the central point of schoolreforms. Swiss secondary schools fall into some categories. This school is considered part of the "people's" school (Volksschule). This paper is to analyse the organization for the schoolreforms and the "AVO" in Zürich.

はじめに

1960年以降、スイスのカントン・チューリヒにおいては学校改革のための動きが活発化し、特に国民学校の上級課程、すなわちOberstufeの構造上の改革に関する多くのモデルが提議されていた¹⁾。そこで目指されているのは、単なる部分的な改善ではなく、学校及び教育制度全体の改革であった²⁾。

本稿では、チューリヒにおける学校改革のための機構設置と法改正ならびにチューリヒのAVO (Abteilungsübergreifenden Versuche an der Oberstufe) 政策について取り上げ考察することにする³⁾。

1. 教育改革のための法改正

(1) 改正の背景と経過

1960年代以降、カントン・チューリヒにおける上級課程の第7～9学年の再編成の実験的試行に関しては、1959年に国民学校法(Volksschulgesetz)のなかに規定が加えられた⁴⁾。すなわち、“教育局(Erziehungsrat)は、特定の教育・授業計画を伴った自由な実験学年(Versuchsklassen)の導入を認めることができる。諸々の法律及び就学義務の開始と期間に関する規定の範囲のなかで、……”(第73条)という内容であった⁵⁾。

新しい改革が目指しているのは、それぞれの学年やクラス毎の改善にとどまらず、学校制度そのものの改革を意味するものであった。従って、この国民学校法第73条の規定のみでは法的根拠としては不十分であった。つまり、第73条は国民学校、なかでも実験学年にのみ関連し、中等学校(Maturitäts- und Diplommittelschulen)あるいは実験学校(Modellschulen)をその範疇には入れていない。そのために、学校及び教育制度のより広範な発展のためには学校実験のための新しい法的根拠を必要としたのである。カントン教育局は、国民学校関連の専門部局(Pädagogische Abteilung, Abteilung Volksschule等)に働きかけ、学校実験のための法令の草案づくりに奔走した。1972年の終わりには、教育局はそのための組織づくりを決定し、同年カントン教育局内において学校実験のための議案が、教育参事会、教会理事、教員団体、地方学務委員会等の構成員によって協議がなされた。1974年9月にカントン議会に送付され、最終的には1975年9月7日に国民投票

(Volksabstimmung)で承認され、1975年10月18日に効力を発することとなったのである⁶⁾。学校実験法及びその実施規定(Vollzugsverordnung)は、学校改革がいかんして生じ、関係者がいかなる基準に基づいて計画や実施に参加しうるかを示したものである。

本法の最も重要と思われる条文は、次の通りである⁷⁾。

第1条 学校実験は、就学前段階、国民学校及び中等学校の領域においては、正規の学校法とは区別して実施される。それは、学校制度の再構築のための解決原理に貢献するものである。この目的のために、カントン及び地域の実験学校は設立される。

実験学年(Versuchsklassen)は、現行の学校系統の範囲内では特別の教育課程、授業計画をもって実施される。その際、個々の科目に関しては、現存の学校機構とは区別される。すべての実験の場合に、就学義務の開始と期間に関する規定は、維持される。

実験学校の通学は、就学義務の遂行と見なされる。

第2条 教育参事会は、学校実験の目標と内容を決定し、その実施を規定する。

第3条 カントン議会は、カントンの実験学校の設置について決定する。

カントン議会は、地域の実験学校の設置に関して当該ゲマインデ機構の提案に基づき、あるいは賛同を得て決定する。

カントン議会は、実験学年の導入に関してゲマインデ学務委員会(Schulpflege)の提案に基づき、あるいは賛同を得て決定する。

第4条 カントン参事会(Regierungsrat)は、かかる法の遂行に必要な規定—それはカントン議会によって認可される—を公布する。

第5条 本法及び本法に基づいて発せられた命令も、他に規定がない限りにおいて、当該学校実験にとっては本法が有効である。

第6条 1899年6月11日の国民学校に関する法第73条は、無効となる。

第7条 この法律は、有権者の承認の限りにおいてカントン議会の決定の公表後に効力を発する。

改正は成立したものの、国民投票の際の高い否定投票数の理由は何であるか。疑いもなく現行学

校制度に十分満足しているということの証でもあった。このような決定の過程は、教育の領域における法とその執行に関して、いかに慎重な取り扱いがなされているかを窺うことができるのである。

ところで、実験法のための施行規定は1976年9月に提案され、その後間もなくカントン議会で承認されている。次のような内容が含まれている⁹⁾。

・学校実験の方法

学校実験は、カントン及び地域の単位で遂行される。カントンの学校実験は、カントンによって遂行され、負担される。その設置は、カントン議会に権限がある。教師は、カントン参事会によって任命される。地域の学校実験は、カントンとの共同のもとでゲマインデあるいは目的団体 (Zweckverbanden) によって遂行され負担される。カントン参事会は、ゲマインデ学務委員会との審理のなかで設置について決定する。教師の配置と選出は、国民学校の規定に従う。地域の実験学校への通学は学区 (Schulgemeinde) の決定によって義務制ともなりうる。その場合、実験学校は正規の学校の代替となる。実験学年の場合、次の点は新規である。すなわち、それらが就学前段階にも拡大され、かつ個々の科目に関しては現行の学校制度とは区別される点である。例えば、個々の科目においては系統を統合した実験が遂行されうる。

・教育・授業の保証

実験学校及び実験学年の生徒にとって、可能な限り適切な授業の提供によって正規の学校への移行が容易になされなければならない。教育参事会 (Erziehungsrat) は、特別移行規定を公布することができる。

・実験の管理と指導

地域の実験学校の正規の領域に関する管理は、ゲマインデならびに地区 (Bezirk) 学務委員会及び教育参事会に、カントンの実験学校の場合には管理委員会 (Aufsichtskommission) 及び教育参事会にその責任がある。実験そのものは、プロジェクトないし実験指導部、学校実験のための計画指導部 (Planungsstab) 及び教育参事会の指導と管理下にある。

学校実験にとって重要なのは、権限の問題である。学校の可能な変革を実験するために、その権

限は当該当局に委譲され、従来の学校法とは区別されているところにこの法の特徴がある。チューリヒ住民は、この法の採用でもって柔軟な措置に同意したのであり、学校実験の目的と内容に関してその時々決定する権限を当該当局に与えたのである⁹⁾。

(2) 学校実験計画のための組織

教育当局にとって重要なのは、実験のための共同の要求及び新しい状況に教育そのものが継続的に適応できるかどうかということであった。確かに、あらゆる方面、すなわち親、教師及び政治・経済分野から、現行学校制度に対する変革の諸要請が存在していた。しかし一方で、従来の学校はその使命を十分に果たし、従って変革は不必要であるとの見解もまた存在する。こうした議論の渦中であって、教育当局は学校実験による実践と教育研究の成果が今後の学校制度改革の方向を左右するとの認識から、その組織を十全なものにすることに留意したのである。

1972年11月1日、カントン参事会は“学校実験計画のための組織”を設置したのである。その概要は、次の通りである¹⁰⁾。

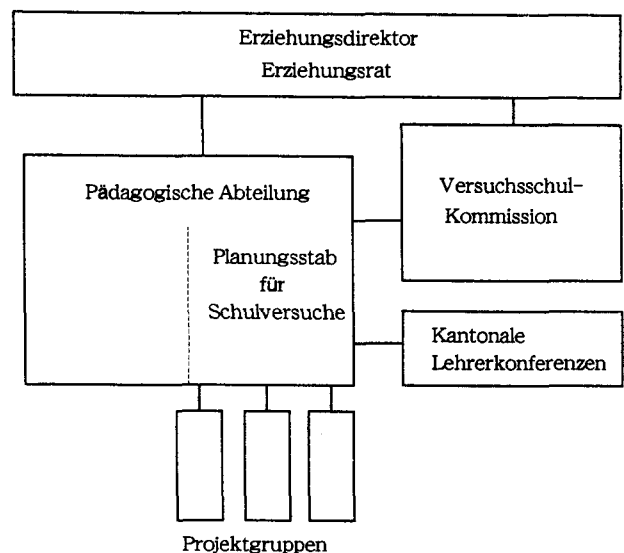


図1 学校実験のための組織

この図からも明らかなように、学校実験の計画組織のために新たに3部局が設けられることとなった。実験学校委員会 (Versuchsschulkommission)、実験学校のための計画指導部 (Planungsstab für Schulversuch), そしてプ

プロジェクト・グループ (Projektgruppen) である。さらに、計画指導部の管理下の教員会議 (Lehrerkonferenzen) には協議権 (Mitspracherecht) が与えられることとなった。

以下、これらの諸任務について概説する。

実験学校委員会は、実験計画の領域における教育局の予備協議機関である。それは、学校・教育政策と実験との結合を図り、スムーズな学校管理の運営に努める。

学校実験のための計画指導部は、学校実験プロジェクトのための教育学的、組織的な原理を確立し、教育計画、学習形態、学校組織、文献的研究、財政、管理等の領域においてプロジェクト・グループを支援する。実験開始後は、実験の指導、協力、原則的な目的の厳守の検討、そして必要な場合には、実験構想の修正等が主たる任務である。

プロジェクト・グループは、大規模な実験計画の際に詳細な部分検討を行う計画指導部直属の機関である。ここには、一般に教育専門家及び計画指導部の委託を受けた教師、当該学校段階の教師、実験にかかわる教師の代表者、地域学務委員会の代表者、さらに他の機関 (Oberseminar, Pestalozzianum) の代表者によって構成される。グループは、実験を遂行し、研究を積み重ね、その結果を計画指導部に報告し、種々の提案を行う。

カントンの教員会議は、学校実験のために教員を代表する組織である。もちろん、教員にかかわる他の組織としては教科に関する団体、あるいは学校類型 (第1～3学年、第4～6学年、初等学校、中等学校) に関する団体など多く存在し、学校実験にかかわる協議権を有している。従って、この会議はあらゆる教員団体の代表者から構成され、実験の実践に伴う教育問題全般について検討し、計画指導部に報告する。少なくとも、年2回の会議が開催される。

(3) 実験計画の内容

計画指導部は、3つの実験計画をそれぞれのプロジェクト・グループに委託している。その内容は、次の通りである¹¹⁾。

1) 上級課程 (Oberstufe) における部分実験 (第7～9学年) (1975～1978)

14施設 (学校) で4つの改革が実施される。

① 部分実験1 (第1～3学年)

Sekundar-、Real-及びOberschuleでの

音楽、手工、体育の授業での系統を統合したコース

② 部分実験2 (第3学年のみ)

Sekundar-及びRealschule第3学年における英語、イタリア語の授業での統合授業

③ 部分実験3 (Real-及びOberschuleの第2、3学年)

幾何学及び幾何画法において、関心のある女性を男性と対等にする (機会均等)

④ 部分実験4 (選択制の導入)

従来規定されている授業時間数を必修時間数と選択時間数に分配し、すべての科目に柔軟性をもたせる。生徒は、特に関心のある科目に重点を置き、興味のわからない他の科目の履修時間を軽減することができる。

2) 中等段階 (Mittelstufe) での言語授業の個別化 (1976～1978)

8件の実験学年 (1976/77: 第5学年、1977/78: 第6学年) が、次のような目的をもって遂行されている。

① 個別化教育を容易にするための教材収集と教育活動への援助

② 言語教育の個別化のためのメトード、教授学的理論構築のための教師の研修

③ 適切な学習グループの設定とその実験。その際、グループの大きさ、能力差、興味・関心の差が教材選択、活動形態及びグループ構成にとって重要な要素となる。

④ 生徒個々人の性格及び態度の評価の促進

3) 上級段階における系統を統合した学校実験 (AVO)

この学校実験は、1976～1977年に上級課程で計画されたものである。次のような実験内容が含まれている¹²⁾。

① 中等学校 (Mittelschule) の下学年を考慮した統合的学校制度

② 教育の均等化と拡大 (Sekundarschule、Realschule、Oberschule)

③ 職業並びに学習相談の改善

④ 異なる能力と興味の配慮 (能力別授業及び選択科目授業、促進・補助クラス、プロジェクト授業)

⑤ 新しい活動援助及び授業援助の育成と試行

⑥ 移行のための措置の再考

- ⑦ 生徒の評価問題及び学校生活相談の解決
- ⑧ 教師間及び学校と家庭との共同活動の形態の育成と促進

以上3つの計画のなかで、最後のものがチューリヒにとっては大きな、しかも重要な改革テーマであった。これまでの上級課程の厳しい系統別体系の是正が要請されていた。すなわち、60年代の内外における教育目的、内容、方法そして制度そのものが根本的に問われる動向のなかで、チューリヒの学校制度も従来のように委員会組織のなかで片手間に処理するというのではなく、専門的かつ本格的に取り組む必要性が生じたのである。チューリヒ当局は、まず学校実験計画のための専門家を含めた組織を設置し、学校実験法（Gesetz über Schulversuch）の公布（1975年）でもって法的根拠を整備し、改革のための体制を確立したのである。

そこで次に、このA V Oによる実験について考察することにする。

2. A V O政策による学校実験

A V O政策は、1977年にレーゲンスドルフのペーテルモース（Petermoos）と1979年に小さなゲマインデであるグラットフェルデン（Glattfelden）で開始された。また、1983年春以来、ゲマインデ・ニーダーペーニゲン（Niederwenigen）でも同様の実験が行なわれた。

カントン・チューリヒにおける学校改革の背景には、三系統に分類された上級課程の学校そのものが不足しているという事情があった。そのことに起因し、種々の問題が生じていたのである。すなわち、ゼクンダールシューレ、リアルシューレ及びオーバーシューレへの生徒の固定的振り分け、系統に相応した種々の教育の提供（教育計画、教材、時間配当）は、生徒を早期に自らの進路を固定化してしまい、彼等の発達の可能性を妨げてしまうことが懸念されていた。従って、次のような目的をもって改革への取り組みが開始されたのである¹³⁾。

(1) 改革の目的

- ・種々の授業形態を適用することによって、生徒の能力と関心に応じさせる。
- ・学校は、学習ならびに個々の授業の中心の場として、共通の社会的経験を可能にすべきである。
- ・上級課程の種々の学校系統での従来の分離され

た授業内容は、相互に同化されるべきである。上級課程の授業の同化によって、教育はすべての生徒にとってより良く果たされ、また授業はより実際生活に即して適用される。

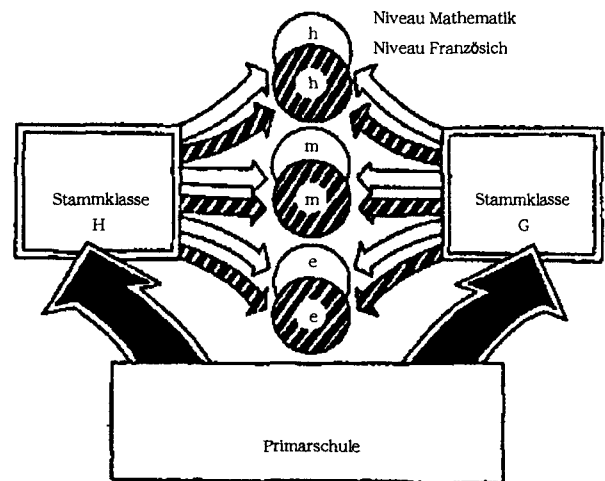
- ・系統を包括した上級課程での授業は、将来の進学、就職に関する決定をしばらく保留し、生徒により多くのオリエンテーリングを可能にする。

(2) 授業の構造上の特徴

学校実験は、第7、8、9学年を包含しており、授業は次のような形態で施される。

- ・二段階の要求水準に応じた基幹クラス授業（Stammklassenunterricht）：基礎クラスと上級クラス
- ・フランス語と数学の科目において、難易度に応じた三段階の学力別授業（Niveauunterricht）：高・中・低（hoher, mittlerer, einfacher Grad）
- ・選択科目授業とプロジェクト授業
- ・促進コースと補助コース
- ・ドイツ語における個別化

授業の構造は、次のように図示することができる¹⁴⁾。



Stammklasse H : höhere Anforderungen
 Stammklasse G : grundlegende Anforderungen
 Niveau h : hoher Schwierigkeitsgrad
 Niveau m : mittlerer Schwierigkeitsgrad
 Niveau e : einfacher Schwierigkeitsgrad

図2 授業の構造

基幹クラスの授業においては、生徒は小学校での移行措置の結果に基づき二つの大きなクラスに分類される。この分類は、学校系統のオーバーシューレ、リアルシューレとゼクンダールシューレに対応させている。ここでの授業科目としては、

自然科学 (Naturlehre)、国民生活 (Leben im Staat)、音楽、スポーツ・体育の領域である。

学力別クラス編制は、主としてフランス語と数学、そして時にはドイツ語の授業で実施されている。このクラス編制は、上級学校への接続を十分に考慮したものであり、特に上級クラスはミッテルシューレ (Mittelschule) への進学を前提としている。ここでの授業は、教材の量的拡大を目指すのではなく、内容の深化を主たる目標としている。

一方、授業の特徴として生徒の社会的経験を豊かにするために、ゼメスター毎にプロジェクト週間 (Projektwoche) が遂行されていることに注目することができる。生徒の共同責任において、目的設定、計画、実践がなされ、この学習経験によって自立的な活動能力の養成を意図しているものである。それぞれの専門領域を越えた生活との関連に留意した内容を構成し、既習の内容を十分に駆使し、かつ基本的知識・教養を更に深めるための授業を展開する。この授業は、テーマは基幹クラスの授業内容に重点的に組み込まれている。

その内容については、国語の場合、新聞記事、記念祭 (Jubiläum)、読書感想等を題材としている。S. W. G. (Staat, Wirtschaft, Gesellschaft) については、ゲマインデの状況把握、街の歴史、諸行事の調査等、また家政 (Hauswirtschaft) は、身近な料理及び祝賀料理 (Gala-Abend) のための計画、買物から料理法に至るまでの学習を行なう¹⁵⁾。

なお、AVOによる授業時間表は次のようになっている (次頁)¹⁶⁾。

選択科目の授業は、生徒の興味・関心及び特定の欲求に応じることによって、生徒自身の教育状態の補完的ないし深化、あるいは特定領域の専攻に役立てることを意図している。選択科目は、第2学年から採用され、英語かイタリア語を選び、そして第3学年では選択科目の数も大幅に増えている。

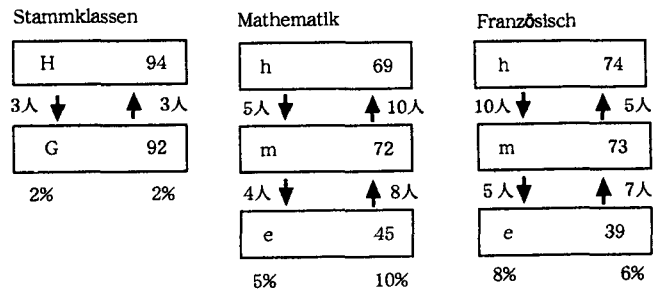
(3) 生徒のクラス間移動の実態

基幹クラス及び学力別クラス編制での移動は、特に第1学年においては保証されている。次の図は、グラットフェルデン (Glattfelden) における1979年から1982年までの3年間の第1学年の生徒のクラス間移動の結果である¹⁷⁾。

表 授業時間表 (AVO)

(時間/週)

科目	第7学年	第8学年	第9学年	
			必修	選択
ドイツ語	5	5	4	2
フランス語	5	5~4	5~4	2
英語/イタリア語				3
代 数			4	1
幾 何	6	6		2
理 科	2	2	2	
博物学実習				2
歴 史	3	3	3	2
地 理				
図画及び造形	1~2	2	2	
手工 (男子)	3	3		2~3
手工 (女子)	3	3		
家 政	3			
幾何画法	1	1		2
音 楽	1	1	1	1
体 育	3	3	3	
聖書及び倫理学	1	1		1
生活学		2	1	



Stammklasse H : hohe Anforderungen
 Stammklasse G : grundlegende Anforderungen
 Niveau h : hohe Anforderungen
 Niveau m : mittlere Anforderungen
 Niveau e : einfache Anforderungen

図3 生徒のクラス間移動の実態

能力に適した編制は、個々人の課題達成を可能にすることを目標としている。従って、クラスの移動は理解度を高めるために試験あるいは留年なしで実施される。この方法は、移動に伴う差別感を除去し、移動の可能性を高めることとなる。その結果として、数学、フランス語の専門科目においては移動率が大きくなっている。

おわりに

1970年代は、スイスの、特にカントン・チューリヒの中等教育制度改革が本格的段階に入ったといえる。チューリヒ固有の中等教育の制度上の問題点もさることながら、チューリヒは、他の州のモデル的な存在としての立場にあったことから、いち早くそのための法的な整備、組織づくり、さらには改革のための実験的試みを実行するに至ったのである。

AVO政策に見られる学級編制や授業そのものの改造は、スイスの言語的特殊性とも相俟って選択制を大幅に導入するなど、その苦心の跡を窺うことができ、またその効果も現れ始めていることも注目される。これらの改革は、実験的改革ではあるが、制度面での伝統性からの脱皮ということに止まらず、中等教育の機会均等の面からもその果たした役割は評価されよう。

註

- 1) Frank Bowles: Access to Higher Education, Unesco 1963, S. 109
- 2) Schweizerische Konferenz der kantonalen Erziehungsdirektoren Sekretariat: Neuerungen im schweizerischen Schulwesen, Genf 1977, S. 58
- 3) 本稿は、スイス中等教育に関する拙稿「スイスの学校制度統一問題と学校改革」(日本比較教育学会編『比較教育学研究18』、SS.37-51、1992、所収)及び「カントン・チューリヒにおける学校改革」(鳥取大学教育学部研究報告、第36巻第1号、SS.161-172、1994)に連続するものである。
- 4) Eugen Egger/Burno Kehrli: Schulreformen in der Schweiz, Huber Frauenfeld 1977, S. 32
- 5) この条文は、1975年9月7日の「学校実験に関する法」(Gesetz u ber Schulversuche)の成立によって失効する。(Erziehungsdirektion des Kantons Zürich: Gesetz und Verordnungen über die Volksschule und die hauswirtschaftliche Fortbildungsschule, Zürich, 1978, S. 274)
- 6) Eugen Egger/Burno Kehrli: op. cit., S. 33
- 7) Ibid., S. 33
- 8) Schweizerische Konferenz der kantonalen Erziehungsdirektoren Sekretariat: op. cit., SS. 59-60
- 9) Eugen Egger/Burno Kehrli: op. cit., S. 34
- 10) Ibid., S. 37
- 11) Ibid., SS. 40-42
- 12) Schweizerische Konferenz der kantonalen Erziehungsdirektoren Sekretariat: Zur Entwicklung der Schulstrukturen, Bern 1984, S. 100
- 13) Ibid., S. 101
- 14) Ibid., S. 102
- 15) Ibid., S. 105
- 16) Ibid., S. 107
- 17) Ibid., S. 115